

1 調査目的

本調査は、通信・放送産業分野に係る基礎統計の体系的整備・拡充を図るため、総務大臣承認統計調査として実施したものである。

今日、通信・放送産業を巡る動きは、モバイル化の一層の進展、F T T Hの急速な普及、地上放送のデジタル化、コンテンツの重要性の高まり、サービスの多様化等とあいまって激しさの一途をたどっている。情報通信技術の絶えざる発展や競争促進施策の導入等から事業者間での競争激化や合従連衡・淘汰も内外で一段と進み、その産業組織も日々変貌を遂げている。

また、視点を社会生活やマクロ経済あるいは個々の企業の生産活動に転じると、情報通信の果たす役割の重要性は一段と高まり、行政においても施策立案や国民に対する説明責任を果たす上で、情報通信分野の企業活動の実態を的確に表す統計はますます必要不可欠なものとなっている。

上記の状況を踏まえ、本調査は、通信・放送産業を構成する通信業（信書送達業を除く。）及び放送業とそれに密接に関連するインターネット付随サービス業について産業組織、企業活動、経済成果の実態と動向を詳細かつ総合的に把握し、通信・放送産業に係る諸施策の立案や各種経済分析に求められる基礎統計を作成して、これを広く活用することを目的として実施した。

2 調査方法

(1) 調査対象業種

電気通信事業、民間放送事業、有線テレビジョン放送事業、
インターネット付随サービス業

(2) 調査対象期間：調査時点（平成20年3月31日）に最も近い決算日までの一年間

(3) 調査手法

ア 方式 郵送・インターネット併用調査（自計申告）

イ 単位 企業

ウ 地域 全国

エ 系統 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室一対象

(4) 調査実施時期：平成20年12月～平成21年1月

(5) 調査内容

- ア 企業の概要
- イ 財務状況
- ウ 設備投資状況
- エ 雇用状況
- オ 今後の事業運営

※ 調査内容は、本報告書末部の各事業用の調査票参照。なお、電気通信事業及びインターネット附随サービス業の企業の一部は、「経済産業省企業活動基本調査」及び「経済産業省企業金融調査」の対象にもなっていることから、重複を避けるため、共通する設問を回答不要として調査を行い、当該設問については経済産業省のデータを使用した。

3 回収状況

区分	送付数	有効回答数	有効回答率 (%)
通信・放送産業全体	1,540	1,249	81.1
電気通信事業	747	535	71.6
放送事業	793	714	90.0
民間放送事業	549	479	87.2
有線テレビジョン放送事業	244	235	96.3
インターネット付随サービス業	535	179	33.5
合計	2,075	1,428	68.8

※各事業を併営する企業があるため、回収した企業数は、1,173社

4 利用上の留意事項

- a. 調査対象業種のうち、電気通信事業については、登録電気通信事業者は全事業者を、届出電気通信事業者は資本金 3 千万円以上の事業者を、放送事業については、民間放送事業者は全事業者を、有線テレビジョン放送事業者は引込端子数 1 万以上の株式会社を、それぞれ対象としている。また、インターネット附随サービス事業者は、資本金 3 千万円以上の事業者を対象としている。
- b. NHK（日本放送協会）は本調査の対象外であるが、一部関連する箇所において NHK 資料により計上している。
- c. 調査は企業を単位としているが、例えば有線テレビジョン放送事業と電気通信事業のように調査対象事業を併営している企業に対しては、それぞれを調査対象とした。なお、集計に当たり、そのことによる重複を避けている。
- d. 上記 c により、企業単位の設問については、電気通信事業と放送事業の企業数の合計は通信産業の企業数に一致しない。
- e. 本報告書中の「n」は標本数を表す記号である。
- f. 統計表中の「×」印は、企業数が 2 以下のため、数値を秘匿したことを意味する。
- g. 調査年によって有効回答数が異なるため、経年比較には注意を要する。

h. 本報告書で用いている各地方に属する都道府県は次のとおりである。

地方	当該地方に属する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京	東京都
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県
信越	新潟県、長野県
北陸	富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

5 用語の定義

巻末の「調査票」及び「調査票の記入手引き」にも用語の定義等が記載されていますので併せてご覧ください。

1	従業者数	「全常時従業者（臨時・日雇用者を除く）」＋「臨時・日雇用者」 ※「全常時従業者（臨時・日雇用者を除く）」には、「有給役員」、「正社員・正職員」、「パートタイム従業者」及び「他企業等への出向者」が含まれる。
2	営業利益	「売上高」－「営業費用（売上原価＋販売費及び一般管理費）」
3	付加価値額	「営業利益」＋「動産・不動産賃貸料」＋「人件費（給与総額＋福利厚生費）」＋「租税公課」
4	自己資本	「資本金」＋「資本剰余金」＋「利益剰余金」＋「自己株式」＋「その他」 ※「その他」には、土地再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等が含まれる。
5	総資本	「流動負債」＋「固定負債」＋「自己資本」
6	付加価値率	「付加価値額」÷「売上高」×100
7	売上高営業利益率	「営業利益」÷「売上高」×100
8	売上高経常利益率	「経常利益」÷「売上高」×100
9	売上高当期利益率	「税引後当期利益（損失）」÷「売上高」×100
10	資本利益率	「税引後当期利益（損失）」÷「総資本」×100
11	自己資本利益率	「税引後当期利益（損失）」÷「自己資本」×100
12	総資本回転率	「売上高」÷「総資本」×100
13	労働生産性	「付加価値額」÷「従業者数」 ※従業者数は、上記1の「従業者数」を用いる。以下、同様。
14	労働装備率	「有形固定資産」÷「従業者数」
15	資本生産性	「労働生産性」÷「労働装備率」×100
16	流動比率	「流動資産」÷「流動負債」×100
17	固定比率	「固定資本」÷「自己資本」×100
18	自己資本比率	「自己資本」÷「総資本」×100
19	固定長期適合率	「固定資本」÷（「自己資本」＋「固定負債」）×100
20	労働分配率	「人件費（給与総額＋福利厚生費）」÷「付加価値額」×100
21	專業率	企業の全売上高に占める調査対象となっている事業（本業）の割合（％）
22	売上高設備投資比率	「当該事業の設備投資額」÷「当該事業の売上高」×100

（注）平成19年度調査までの従業者数の定義は、「常勤役員」＋「常用雇用者」＋「臨時雇用者」＋「パート・アルバイト」＋「他社からの出向者」－「他社への出向者」の合計であり、上表に示した本年度の定義とは異なる。